

○総務省令第六十九号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第七十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則 【一】各 (財務諸表の様式の特例)</p> <p>2 平成二十七年(度)から令和三年(度)までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中</p> <p>「 未 払 消 費 税 等 」 ハズレ</p> <p>「 未 払 消 費 税 等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用 引当金 」</p> <p>ハ 「 国際催事放送権料引当 金 」 ハズレ</p> <p>「 国際催事放送権料引当 金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用 引当金 」</p> <p>ハ「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」 ハズレ 「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」 ハズレ 「備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用(放送権料を除く。)のための引当金をいう。」 ハ 「 受 信 料 前 受 金 」 ハズレ</p> <p>「 東京オリンピック・パラリン</p>	<p>附 則 【一】各 (財務諸表の様式の特例)</p> <p>2 平成二十七年(度)から平成三十二年(度)までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中</p> <p>「 未 払 消 費 税 等 」 ハズレ</p> <p>「 未 払 消 費 税 等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用 引当金 」</p> <p>ハ 「 国際催事放送権料引当 金 」 ハズレ</p> <p>「 国際催事放送権料引当 金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用 引当金 」</p> <p>ハ「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」 ハズレ 「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」 ハズレ 「備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用(放送権料を除く。)のための引当金をいう。」 ハ 「 受 信 料 前 受 金 」 ハズレ</p> <p>「 東京オリンピック・パラリン</p>

ビック関連費用引当金 受 信 料 前 受 金	ビック関連費用引当金 受 信 料 前 受 金
ア' 「 国際催事放送権利引当金」	ア' 「 国際催事放送権利引当金」
ア&R&S社 「 国際催事放送権利引当金 東京オリンピック・パラリン ピック関連費用引当金」	ア&R&S社 「 国際催事放送権利引当金 東京オリンピック・パラリン ピック関連費用引当金」
ア' 「国際催事放送権利引当金の増減額」 ア&R&S社 東京オリンピック・パラリンピック関 連費用引当金の増減額」 ア&R&S° [ 33 監 ]	ア' 「国際催事放送権利引当金の増減額」 ア&R&S社 東京オリンピック・パラリンピック関 連費用引当金の増減額」 ア&R&S° [ 33 監 ]
備考 表中の「」の記号は注記をいふ。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。